

清須市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2022（令和4）年度～2030（令和12）年度

令和4年3月
清 須 市

目 次

第1章	背景	
1	世界の動向	1
2	国内の動向	1
3	本市における意義	2
第2章	計画改定の趣旨	
1	前計画の概要	3
2	温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法	3
3	前計画における温室効果ガス総排出量の推移	3
4	温室効果ガス総排出量の分析結果	4
5	前計画の取組の実施状況及び目標達成状況	5
6	前計画の課題と計画改定の方針	5
第3章	基本的事項（本計画）	
1	目的	7
2	対象とする範囲	7
3	対象とする温室効果ガスの種類	7
4	計画期間、見直し予定時期	8
5	上位計画及び関連計画との位置付け	8
第4章	温室効果ガスの排出削減目標	
1	目標設定の考え方	9
2	温室効果ガスの削減目標	9
3	電気自動車等所有台数目標	10
第5章	目標達成に向けた取組	
1	取組の基本方針	11
2	市役所事務事業における温室効果ガス排出量を削減させる取組	11
3	社会全体として温室効果ガス排出量を削減させる取組	12

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制	14
2 点検・評価・見直し体制	16
3 進捗状況の公表	17

参考資料

1 事務事業編の対象範囲（施設・設備等の一覧）	18
2 チェック項目と計画項目別表	20
3 排出係数一覧	23

(別添)

- ・評価票
- ・記録票

第1章 背景

1 世界の動向

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。2015（平成 27）年にニューヨークで開催された国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を 2030（令和 12）年に向けて総合的に開発する強い意志が共有されました。SDGs の目標 13「気候変動に具体的な対策を」では、地球温暖化が招く世界各地での気候変動やその影響を軽減することが掲げられています。

そして同年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来の法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、協定第 2 条（目的）に「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」と明記されています。

また、2021（令和 3）年に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、パリ協定の具体化についての国家間協議が進み、世界全体で地球温暖化問題に取り組んでいく流れが加速しています。

2 国内の動向

政府は、パリ協定が採択されたことを受け、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス削減の中間目標を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%の削減、長期的目標として 2050（令和 32）年度までに 80%の削減を目指してきました。

さらに、2021（令和 3）年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減の中間目標を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 46%削減し、さらには 50%の高みに向け、挑戦を続けていくことが位置づけられました。

今般、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）が成立し、政府は 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

また、県においても、新戦略として、「あいち地球温暖化防止戦略 2030」を策定し、戦略に掲げた温室効果ガス排出量の削減目標の達成と気候変動の影響に

対する適応の推進に向け、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体と問題意識を共有しながら、積極的に取組を推進しています。

3 本市における意義

本市においても、2017（平成 29）年 3 月に「清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定しましたが、国の「地球温暖化対策計画」の目標値の引き上げ、市役所北館の運用開始や公共施設統廃合等、既存計画とのかい離を修正する必要性が生じたため、計画期間の見直し、取組の評価と検証を実施し、新たな実行計画を策定し、公共施設における温室効果ガスの抑制に努めていきます。

【事務事業編】（公共施設が対象）

地方公共団体が、実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画であり、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び 10 項に基づき、全ての都道府県及び市町村並びに特別区及び一部事務組合、広域連合に策定と公表が義務付けられている。

【区域施策編】（公共施設、民間事業者、市民生活を含む市内の全てが対象）

地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項において、都道府県及び指定都市は、区域の自然社会的条件に応じて、区域施策編（温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項）の策定が義務付けられている。

また、中核市未満の市町村に対しては、同法第 19 条第 2 項の趣旨に照らし、区域施策編の策定に努力することが求められている。

第2章 計画改定の趣旨

1 前計画の概要

清須市地球温暖化対策実行計画（2017（平成29）年3月策定）（以下「前計画」という。）の概要は表2-1のとおりです。

表2-1 前計画の概要

計画期間	2017（平成29）年度～2021（令和3）年度
対象範囲	本市が行う全ての行政事務（市役所庁舎及び各市民サービスセンターの事務）
対象ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）及び一酸化二窒素（N ₂ O）
付随する活動	水道使用、紙類使用
基準年度	2015（平成27）年度
削減目標	2021（令和3）年度までに、温室効果ガス排出量を2015（平成27）年度比で9%削減

2 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法

2017（平成29）年3月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動（電気使用、燃料使用、都市ガス使用）の区分ごとに排出量を算定し、これを合算することにより算定します。活動の区分ごとの排出量は、当該活動の量（エネルギー使用量等）に、排出係数を乗じることにより算定します。なお、排出係数は参考資料23ページを参照してください。

「温室効果ガス総排出量」は、各温室効果ガスの排出量を合算することにより算定します。なお、CH₄やN₂Oについては、CO₂排出量を基準（=1）とした地球温暖化係数（CH₄=25、N₂O=298）を各気体の排出量に乗じて、CO₂排出量に換算します。

3 前計画における温室効果ガス総排出量の推移

市役所事務関連の温室効果ガス総排出量は、2017（平成29）年度から毎年減少し、削減目標（9%削減）を達成しました。

本庁舎方式への移行により分庁舎（支所）が廃止されたため、庁舎で使用する都市ガスの使用量が減少したこと、並びに庁舎間の公用車での移動の必要がなくなったこと、及び公用車の数が削減されたことにより燃料使用量が減少した

ことが、温室効果ガス総排出量が減少した主な要因だと考えられます。

表 2 - 2 前計画における温室効果ガス総排出量の推移

年度	排出量 (kg-CO ₂)	排出削減量 (kg-CO ₂) (各基準年度比)	削減率 (各基準年度比)
2015 (平成 27) 年度 (基準)	735, 851	-	-
2017 (平成 29) 年度	703, 967	-31, 884	-4. 3%
2018 (平成 30) 年度	689, 387	-46, 464	-6. 3%
2019 (令和元) 年度	642, 893	-92, 958	-12. 6%
2020 (令和 2) 年度	563, 917	-171, 934	-23. 4%

4 温室効果ガス総排出量の分析結果

(1) エネルギー別温室効果ガスの排出量

市役所事務関連のエネルギー別温室効果ガスの排出量は、2020 (令和 2) 年度実績において、電気使用が 87%、燃料が 8%、都市ガスが 5%となっており、電気使用による排出が大きな割合を占めています。

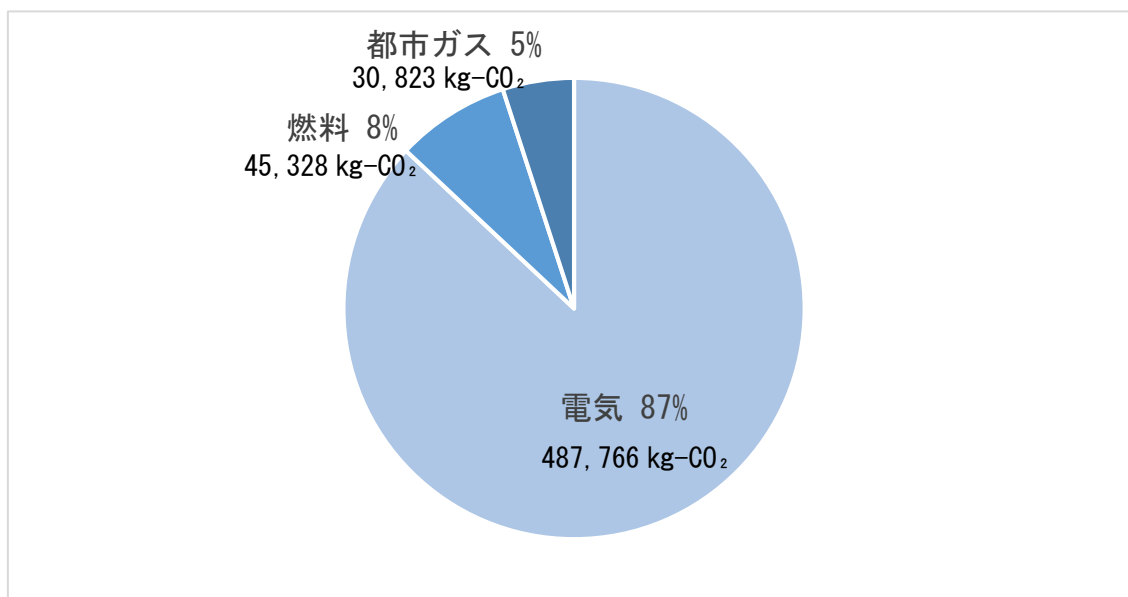


図 2 - 1 エネルギー別温室効果ガス排出量の割合 (2020 (令和 2) 年度)

(2) ガス別温室効果ガスの排出量

市役所事務関連のガス別排出量は、2020 (令和 2) 年度実績において、二酸化炭素が 99. 8%と大半を占めています。

表 2-3 ガス別温室効果ガス排出量及び排出割合 (2020 (令和 2) 年度)

温室効果ガスの種類	排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
二酸化炭素	562,809	99.80
メタン	39	0.01
一酸化二窒素	1,069	0.19
総排出量	563,917	100.00

5 前計画の取組の実施状況及び目標達成状況

燃料使用量、都市ガス使用量、水道使用量については、目標 (9%削減) を達成しました。電気使用量、紙類使用量については、目標値に達成していない状況です。

表 2-4 前計画における排出要因別の達成状況

項目	2015 (平成 27) 年度 (基準年度)	2020 (令和 2) 年度	排出量比	達成状況 (令和 2 年度時点)
温室効果ガス総排出量 (kg-CO ₂)	735,851	563,917	-23.4%	○
電気使用量 (kwh)	1,058,750	1,131,709	6.9%	×
燃料使用量 (ℓ)	34,896	18,796	-46.1%	○
都市ガス使用量 (m ³)	55,620	13,822	-75.1%	○

※ 市役所庁舎及び各市民サービスセンターのみを対象としています。

表 2-5 前計画における環境負荷削減に係る削減目標

項目	2015 (平成 27) 年度 (基準年度)	2020 (令和 2) 年度	排出量比	達成状況 (令和 2 年度時点)
水道使用量 (m ³)	8,299	4,071	-50.9%	○
紙類使用量 (枚)	1,066,862	1,623,065	52.1%	×

※ 市役所庁舎及び各市民サービスセンターのみを対象としています。

6 前計画の課題と計画改定の方針

前計画の達成状況を踏まえ、市役所事務の地球温暖化対策を進めるための課題を次のとおり整理しました。

- ・温室効果ガスの排出構成では、電気使用によるものが占める割合が大きいため、更なる節電の実施や徹底した省エネ、再生可能エネルギーの導入拡大等が必要です。
- ・さらに、再生可能エネルギーを活用した電源を使用する電気自動車等の導入に

- より燃料使用量の削減に努める必要があります。
- 行政手続きのオンライン化、事務の電子化及び会議資料等のペーパーレス化等により紙使用量の削減に引き続き取り組む必要があります。

第3章 基本的事項（本計画）

1 目的

清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

本市に属する全ての組織を対象とし、本市が行う全ての事務に加え、各施設で実施する主な事業も対象とします。また、指定管理制度に係る施設も対象とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料18～19ページを参照してください。

3 対象とする温室効果ガスの種類

本計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の3種類を対象とします。

なお、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は、排出量が極めて少なく、算出が困難であるため対象外とします。また、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）は、本市の事務及び事業に関するものではないため対象外とします。

表3-1 法が定める温室効果ガスと本計画の対象

温室効果ガスの種類	主な排出活動	本計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用、廃プラスチック類の焼却等	電気の使用 燃料の使用
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等	自動車の走行
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等	（対象外）

パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等	(対象外)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等	(対象外)
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている	(対象外)

4 計画期間、見直し予定時期

2022 (令和 4) 年度から 2030 (令和 12) 年度末までを計画期間とし、2013 (平成 25) 年度を基準とします。なお、今後、社会経済情勢の変化や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し、清須市総合計画の新たな策定 (令和 6 年度改定予定) 等があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

項 目	年 度									
	2013 (平成 25)	…	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	…	2030 (令和 12)	
期間中の事項	基準 年度		計画 策定	計画 開始					目標 年度	
計画期間				→						

5 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び清須市総合計画に即して策定します。

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

本市の人口動向の推移、本計画期間中における新設施設の状況、前計画の実績及び国の「地球温暖化対策計画」の目標値を踏まえて算定します。

2 温室効果ガスの削減目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減目標を次のとおり設定します。

2030（令和12）年度に、2013（平成25）年度比で46%削減します。

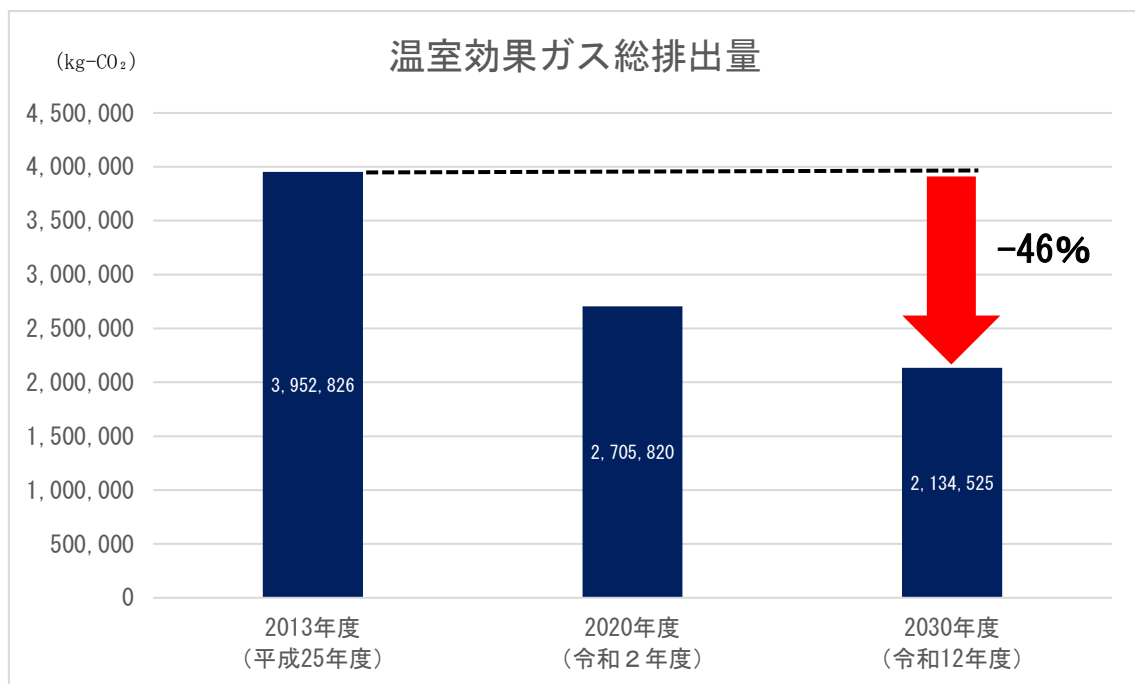


図4-1 目標イメージ

※ 2013（平成25）年度及び2020（令和2）年度の数值は、前計画の対象範囲（施設数）を本計画の対象範囲に拡大し、算出した数值となり、前計画の数值（表2-4）と乖離があります。

また、温室効果ガスの排出原因別の削減目標は次のとおりとします。

表4-1 温室効果ガスの排出要因別の削減目標

項目	基準年度	参考値	目標年度	目標削減率
	2013 (平成25) 年度	2020 (令和2) 年度	2030 (令和12) 年度	基準年度比
温室効果ガス総 排出量 (kg-CO ₂)	3,952,826	2,705,820	2,134,525	-46.0%
電気 (kg-CO ₂)	2,933,725	1,626,265	1,584,211	-45.0%
燃料 (kg-CO ₂)	99,920	45,328	39,968	-60.0%
都市ガス (kg-CO ₂)	919,181	1,034,227	510,347	-44.5%

※ 燃料については、2020 (令和2) 年度時点で目標 (基準年度 (2013 (平成25) 年度) 比46%削減) を達成しているため、目標年度 (2030 (令和12) 年度) までに60%削減を目指します。

3 電気自動車等所有台数目標

2030 (令和12) 年度までに電気自動車等所有台数30%を目標とします。

一般職が使用可能な車両52台 (うち電気自動車2台) を基準とし、2030 (令和12) 年度までに18台を目安に次のとおり電気自動車等に更新します。

表4-2 年度ごとの電気自動車等所有台数目標値

年度	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
電気自動車等 の推移	4台	6台	8台	10台	12台	14台	16台	18台	20台
ガソリン 車の推移	48台	46台	44台	42台	40台	38台	36台	34台	32台
電気自動車等 の所有台数率	7.7%	11.5%	15.4%	19.2%	23.1%	26.9%	30.8%	34.6%	38.5%

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガス排出削減に向けた取組内容については、前計画で取り組んできた取組を最大限活かすものとします。

2 市役所事務事業における温室効果ガス排出量を削減させる取組

市役所の事務事業における温室効果ガス排出量を抑制する上で、具体的な取組を次のとおりとします。

(1) 再生可能エネルギー等の導入

- ・ 公共施設の更新や改修時に太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を推進する。
- ・ 公共施設において再エネ電気調達を推進する。
- ・ 公共施設の新設、更新時に ZEB（ゼブ：ゼロ・エネルギー・ビル）^{※1}化を推進する。

(2) 省エネルギーの推進

- a 照明機器
 - ・ 会議室、書庫及び印刷室など、使用時以外は消灯する。
 - ・ 始業前及び残業時で必要な場合は、必要最小限の点灯とする。
 - ・ 業務に支障のない限り昼休みは消灯する。
- b 空調機器
 - ・ クールビズ及びウォームビズを実施する。
 - ・ 空調設定温度・湿度の適正化を行う。
 - ・ 使用していない部屋の空調は停止する。
 - ・ 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時はブラインドやカーテン等により適切な遮光・断熱を行う。
- c 給湯器
 - ・ 冬季以外の給湯供給時間を短縮する。
- d OA 機器
 - ・ 業務終了後は、OA 機器や電気製品の電源を切る。

※1 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用を通して削減し、限りなくゼロにするという考え方です。

- ・電気製品等の待機電力の削減に努める。
 - ・OA 機器等は、省電力モードの設定を行う。
 - ・機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を購入する。
- e 業務効率化
- ・事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。
 - ・毎月「0」がつく日、毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、時間外勤務を抑制する。
- f 公用車
- ・公用車の燃料使用量を削減するため、電気自動車等を導入する。
 - ・エコドライブを推進する。
 - ・全体数の適正管理を行う。

3 社会全体として温室効果ガス排出量を削減させる取組

市役所事務事業における温室効果ガス総排出量には直接影響しませんが、社会全体として温室効果ガス排出量を削減するための取組として、具体的な取組を次のとおりとします。

(1) 環境に配慮した建設工事の推進

- ・公共施設等改修事業のエコ要素を含めた工事を実施する。
- ・雨水利用、雨水地下浸透に配慮した施設整備を推進する。
- ・敷地内の緑化に努める。
- ・環境への負荷の少ない作業（低公害型の工法や建築機械等の採用）を推進する。
- ・建築廃棄物の排出抑制、再生材等の利用を促進する。
- ・森林環境譲与税を活用する。

(2) 省エネルギーの推進

- ・毎月「0」がつく日を「ノーマイカーデー」とし、マイカーの使用を控える。

(3) 省資源の推進

- a 水使用量の削減
- ・洗車、トイレ等での節水に努める。
- b 用紙類の使用量の削減
- ・コピー及び印刷は両面とする。
 - ・ミスコピー紙等の裏面利用を推進する。
 - ・使用済み封筒の再利用に努める。

- ・電子媒体を活用したペーパーレス化を推進する。
 - ・庁内情報システムを活用し、共用文書・資料の電子情報化を推進する。
 - ・行政手続のオンライン化を推進する。
- c その他
- ・備品・物品については、適正な利用を心がけ、長期使用に努める。

(4) 環境に配慮した物品等の購入

- ・環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入（グリーン購入）する。

(5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

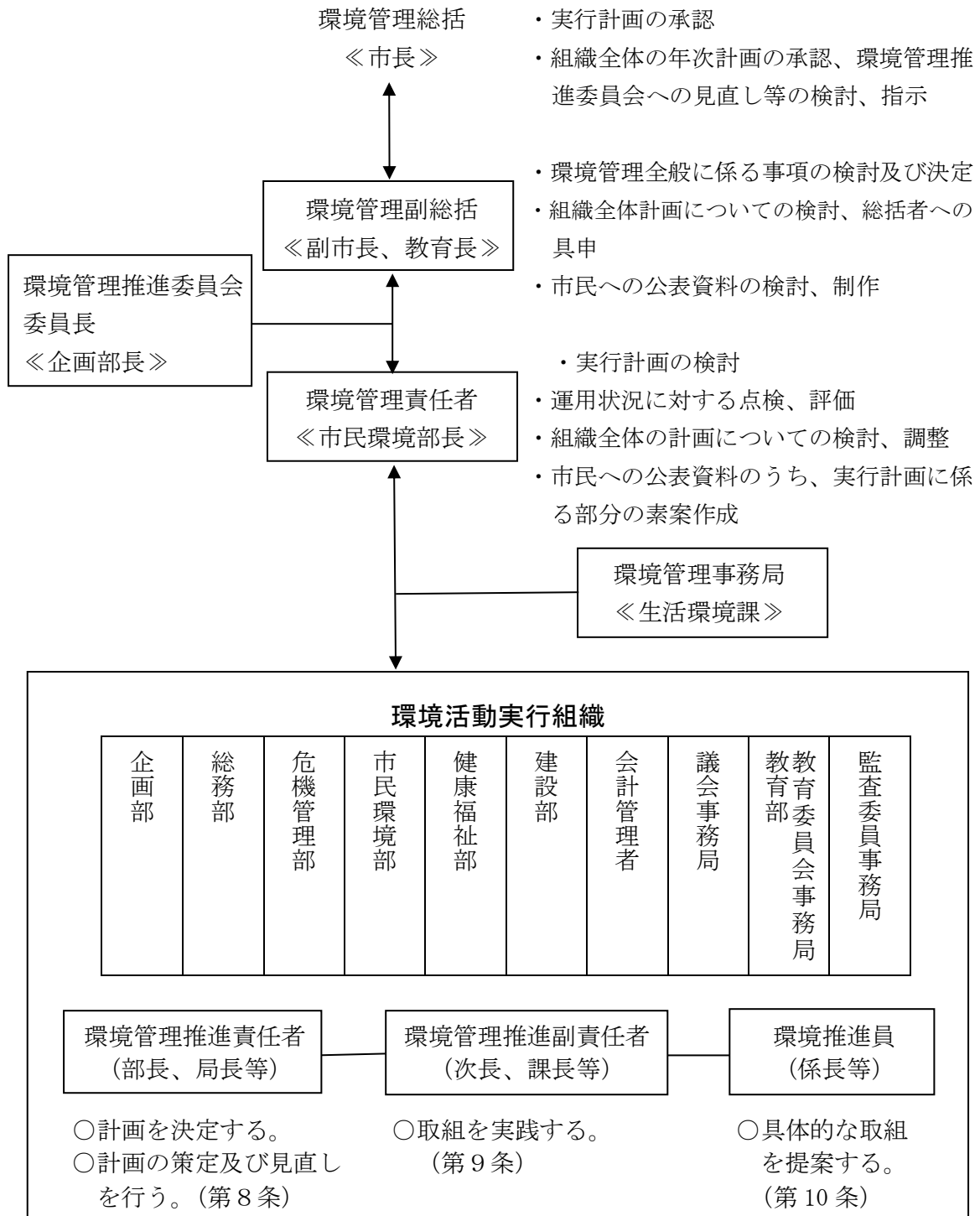
- a 4Rの推進
- ・排出ごみの減量、分別、資源化を促進する。
 - ・マイ箸、マイボトルを持参する。
- b リサイクルの促進
- ・紙類は正しく分別し資源化を徹底する。
 - ・プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。
 - ・イベント開催時におけるごみの分別を行い、リサイクルを推進する。

(6) その他

- ・環境マネジメントシステムの導入や小売電気事業者の研究を図る。
- ・職員への環境教育を計画的に実施するとともに、地球温暖化に関する情報を提供する。
- ・環境保全活動に積極的に参加する。
- ・組織体制の見直しや事務分掌の整理を行う。
- ・地域新電力事業の設立について調査・研究していく。
- ・環境配慮契約等を含めた契約方法を検討する。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制



※ 清須市地球温暖化対策実行組織設置規程による

表6-1 組織図

部・局等	課等	
この組織の長が環境管理推進責任者	この組織の長が環境管理推進副責任者	環境推進員
企画部	人事秘書課	各部等の係長級の職員原則1名 環境管理推進責任者の指名を受けた者
	企画政策課	
	企業誘致課	
総務部	総務課	
	財政課	
	財産管理課	
	税務課	
	収納課	
危機管理部	危機管理課	
市民環境部	市民課	
	保険年金課	
	生活環境課	
	産業課	
	西枇杷島市民サービスセンター	
	清洲市民サービスセンター	
健康福祉部	社会福祉課	
	高齢福祉課	
	こども家庭課	
	児童保育課	
	健康推進課	
建設部	土木課	
	都市計画課	
	上下水道課	
	新清洲駅周辺まちづくり課	
会計管理者	会計課	
議会事務局	議事調査課	
教育委員会事務局教育部	学校教育課	
	生涯学習課	
	スポーツ課	
	学校給食センター管理事務所	
監査委員事務局	監査課	

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

（1）毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、環境管理推進責任者が環境管理事務局（生活環境課）に対して定期的に報告を行います。環境管理事務局（生活環境課）はその結果を整理して庁内委員会に報告します。環境管理推進委員会は、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

環境推進員は、「チェック項目と計画項目別表」（参考資料20～22ページ参照）から項目を選択し、各部で取組をした項目の評価票を作成します。また、取組が不十分な項目については、原因と改善策等を取りまとめて評価します。

また、電気使用量、燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、公用車の走行距離、ごみ排出量については年間使用量の数量をまとめて記録票を作成します。

評価票と記録票は、評価後と集計後に環境管理事務局（生活環境課）へ提出します。

（2）見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

環境管理推進委員会は、毎年1回進捗状況を確認・評価し、社会経済情勢の変化や、国の中長期的なエネルギー政策や地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合は、改定要否の検討を行い、必要がある場合には、本計画の改定を行います。

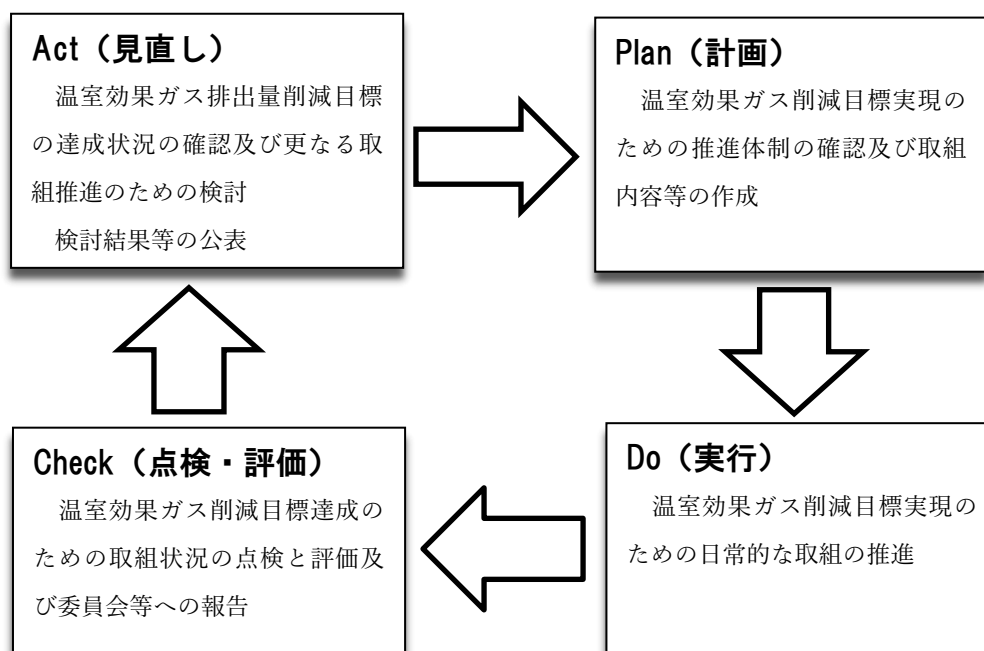


図 6 - 1 進捗管理の PDCA サイクル

3 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、清須市のホームページ等で毎年公表します。

参考資料

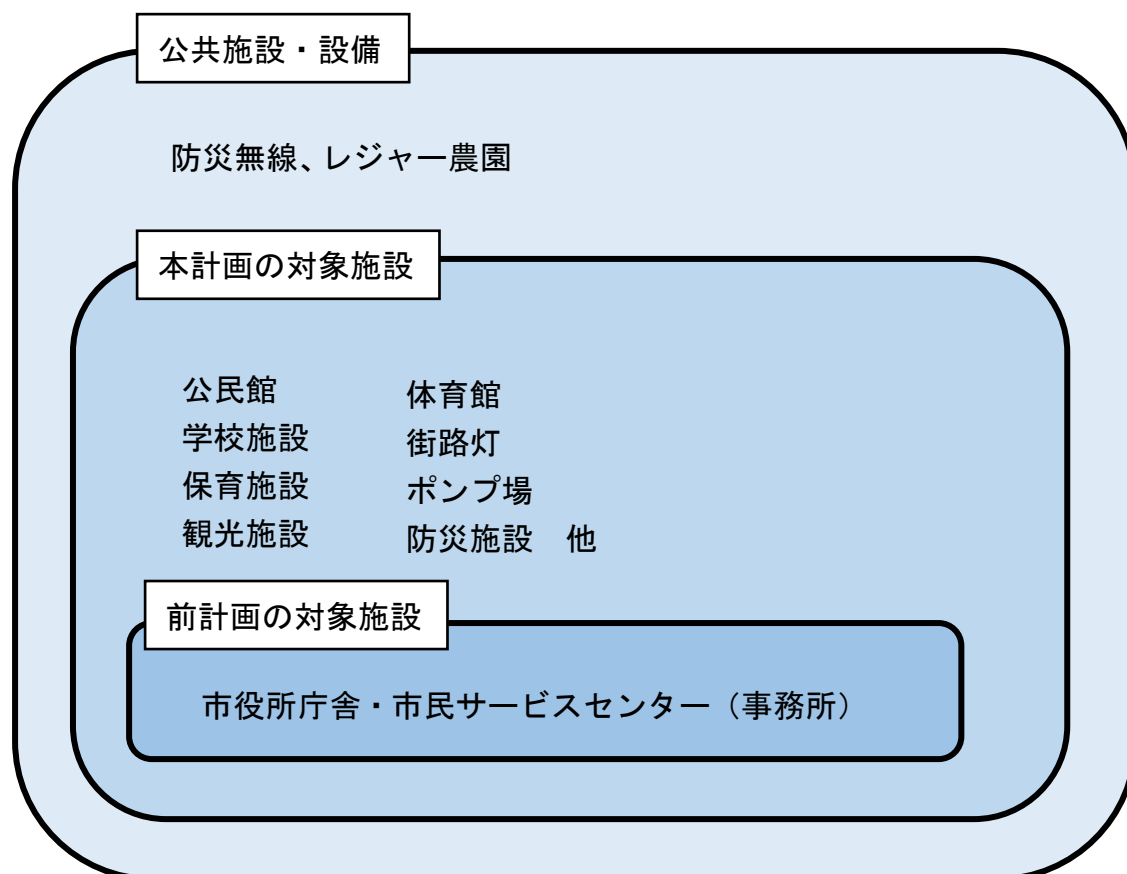
1 事務事業編の対象範囲（施設・設備等の一覧）

R4. 4. 1 現在

No.	施設名	No.	施設名
1	市役所北館・南館	31	古城小学校
2	旧西枇杷島庁舎	32	清洲小学校
3	消防団詰所	33	清洲東小学校
4	庄内川水防センター	34	新川小学校
5	新川ふれあい防災センター	35	星の宮小学校
6	西枇杷島防災倉庫	36	桃栄小学校
7	清洲地域防災倉庫	37	春日小学校
8	にしびりサイクルセンター	38	西枇杷島中学校
9	春日資源回収ステーション	39	清洲中学校
10	枇杷島駅東西自由通路	40	新川中学校
11	西枇杷島会館	41	春日中学校
12	清洲市民センター	42	学校給食センター
13	清洲コミュニティセンター	43	西枇杷島第1幼稚園
14	一場公民館	44	西枇杷島保育園
15	朝日公民館	45	芳野保育園
16	春日公民館	46	本町保育園
17	水の交流ステーション	47	花水木保育園
18	新川地域文化広場（カルチバ新川）	48	新清洲保育園
19	市立図書館	49	朝日保育園
20	西枇杷島問屋記念館	50	須ヶ口保育園
21	はるひ美術館	51	土器野保育園
22	春日グラウンド	52	桃栄保育園
23	春日B&G体育館	53	星の宮保育園
24	清洲城（天主閣、芸能文化館、清洲城広場）	54	中之切保育園
25	清洲ふるさとのやかた	55	ネギヤ保育園
26	清洲小学校東観光トイレ	56	桃栄児童館
27	飴茶庵	57	春日児童館
28	にしびりさわやかプラザ	58	たんぼぼ園
29	清洲勤労福祉会館（ARCO 清洲）	59	西枇杷島児童センター
30	西枇杷島小学校	60	清洲児童センター

No.	施設名	No.	施設名
61	清洲東児童センター	76	春日配水場
62	新川児童センター	77	下河原ポンプ場
63	星の宮児童センター	78	土器野ポンプ場
64	清洲保健センター	79	堀江ポンプ場
65	西枇杷島老人福祉センター	80	豊田川ポンプ場
66	新川福祉センター	81	助七ポンプ場
67	にしび創造センター	82	小場塚ポンプ場
68	春日老人福祉センター	83	二ツ杵ポンプ場
69	清洲総合福祉センター	84	芳野ポンプ場
70	都市公園及び児童遊園等	85	古城ポンプ場
71	清洲公園	86	弁天ポンプ場
72	清洲古城跡公園	87	芳野桶門ポンプ場
73	西枇杷島汚水処理場	88	下堀江ポンプ場
74	春日排水機場	89	新川墓地
75	春日第二排水機場	90	街路灯

(参考) 前計画と本計画の対象施設について (イメージ)



2 チェック項目と計画項目別表

チェック項目		計画項目
建物の建築、管理等 (再生可能エネルギー等の導入)		公共施設の建築、改修時には太陽光発電など再生可能エネルギーを導入する。
		公共施設において再生可能エネルギー電気の調達をする。
		施設の高気密、高断熱化を実施する。
電気使用 量削減	照明	LED 電球等省電力電球を購入する。
		昼休み、残業時における不必要な照明は消灯し、退室、退庁時には、消灯の確認をする。
		施設のライトアップ等屋外照明の時間短縮や間引き点灯を実施する。
	空調	施設等の空調は、施設等の代表者が管理者として運転管理する。
		職員に夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを推奨する。
	給湯器	冬季以外の給湯供給時間を短縮する。
	事務機器・ その他の 電気製品	機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を購入する。
		業務終了後は、OA 機器や電気製品の電源を切る。
		OA 機器等は、省電力モードの設定を行う。
業務効率化		計画的な事務処理による効率化を心がけ、定時退庁を推進する。
		毎月「0」の日及び毎週水曜日は、「ノー残業デー」とし職員は定時退庁する。
公用車燃料使用量削減		車両の更新時は、電気自動車等を購入する。
		全体数の適正管理を行う。
		タイヤの空気圧の点検と適正化を行う。
		不用な荷物は載せたままにしない。
		アイドリングストップ、急発進・急加速を行わず、経済運転を励行する。
		近距離の移動は、徒歩とする。

チェック項目	計 画 項 目
建物の建築、管理等 (環境にやさしい施設整備、環境負荷の少ない作業の推進)	公共施設等改修事業のエコ要素を含めた工事を実施する。
	雨水利用や雨水の地下浸透に配慮した施設整備を推進する。
	メンテナンスしやすい構造・設備・機器を選択し、長寿命化を図る。
	建設機械等については、低公害型建設機械の使用を発注者として指示する。
	建設廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進する。
	作業による排出ガス、粉じん、騒音、振動、汚水、悪臭、地下水低下等の公害防止対策を徹底する。
	森林環境譲与税を活用する。
水道使用量削減	日常的な節水に心掛ける。
	節水栓にするなど水量を調節する。
紙類使用量削減	行政手続をオンライン化する。
	広報物等は電子データを利用し、紙の使用を控える。
	庁内情報システムを活用し、共用文書・資料を電子情報化する。
	両面コピー、両面印刷をする。
	ミスコピー等の裏面利用をする。
	使用済み封筒を再利用する。
グリーン購入	物品購入時・外部印刷時はグリーン購入をする。
ごみ排出量の削減	分別、資源化を徹底する。
	マイ箸、マイボトルを持参する。
	イベント開催時におけるごみの分別を行い、リサイクルを実施する。
	備品・物品については、適正な利用を心がけ、長期使用に努める。

チェック項目	計 画 項 目
職員に対する意識啓発	毎月「0」の日は、ノーマイカーデーとし、公共交通機関等により通勤する。
	環境マネジメントシステムの導入やPPS（特定規模電気事業者）の研究を図る。
	職員への環境教育を計画的に実施するとともに、地球温暖化に関する情報を提供する。
	環境保全活動に積極的に参加する。
	地域新電力の設立事業について調査・研究していく。
	環境配慮契約等を含めた契約方法を検討する。

3 排出係数一覧

(1) 二酸化炭素

項目		排出係数	単位
電気	中部電力(株)	0.516 (H25)	kg-CO ₂ /kWh
	日本ロジック協同組合	0.486 (H25)	kg-CO ₂ /kWh
	中部電力ミライズ(株)	0.431 (R2)	kg-CO ₂ /kWh
	(株)みらい電力	0.292 (R2)	kg-CO ₂ /kWh
燃料	ガソリン	2.320	kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	2.580	kg-CO ₂ /ℓ
	A重油	2.710	kg-CO ₂ /ℓ
	都市ガス	2.230	kg-CO ₂ /m ³

(2) メタン

項目		排出係数	単位
ガソリン・LPG	普通・軽自動車	0.000010	kg-CH ₄ /km
	軽乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km
	普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km
	小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
	軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km
	特殊用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km
軽油	小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km
	バス	0.000017	kg-CH ₄ /km

(3) 一酸化二窒素

項目		排出係数	単位
ガソリン・LPG	普通・軽自動車	0.000029	kg-N ₂ O/km
	軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km
	普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km
	小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km
	軽貨物車	0.000022	kg-N ₂ O/km
	特殊用途車	0.000035	kg-N ₂ O/km
軽油	小型貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km
	バス	0.000025	kg-N ₂ O/km

清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
令和4年3月

清須市市民環境部生活環境課
〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地
電話 052-400-2911（代表）
E-mail seikatsukankyo@city.kiyosu.lg.jp